

特集 3

小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申(消防審議会)

総務課・予防課

昨年12月26日に開催された消防審議会において菅原進一消防審議会会長から中川浩明消防庁長官に「小規模雑居ビルの防火安全対策」について答申がなされました。

これは、昨年9月1日に新宿区歌舞伎町で発生した小規模雑居ビルの火災において多くの方が亡くなったことを踏まえて同月26日に消防審議会への諮問がなされたことを受けて出されたものです。

ここでは、これまでの経過と答申の概要を紹介します。

1 火災の概要

9月1日に発生した火災の概要は、次のとおりです。

(1) 出火日時等

- ア 出火 平成13年9月1日 詳細は調査中
- イ 覚知 同日1時1分(119番)
- ウ 鎮火 同日6時44分

(2) 出火場所

東京都新宿区歌舞伎町 明星56ビル

(3) 出火建物

- ア 耐火造(一部その他造) 地下2階 地上5階
- イ 建築面積 83㎡、延べ面積516㎡
- ウ いわゆる雑居ビルであり、3階は遊技場(ゲーム麻雀)、4階は飲食店(キャバクラ)

(4) 被害

- ア 人的被害
 - 死者 44名(男性32名、女性12名)
 - 負傷者 3名
- イ 焼損床面積
 - 3階部分80㎡、4階部分80㎡

(5) 出火場所

3階エレベーターホール付近と考えられる。

(6) 出火原因 調査中。

2 検討の経過(別表参照)

消防庁においては、火災の発生を踏まえその対策を専門的な見地から検討することが必要と考えられたこ

小規模雑居ビル防火安全対策に係る経緯

年月日	事項
H13.9.1	歌舞伎町「明星56ビル」火災が発生(死者44名、負傷者3名)
9.3	「小規模雑居ビル火災の再発防止について(消防庁長官通知)
9.6	小規模雑居ビル緊急対策検討委員会(第1回)
9.11	小規模雑居ビル防火安全対策連絡協議会(第1回)
9.26	消防審議会(小規模雑居ビル火災再発防止対策について諮問)
10.25	小規模雑居ビル緊急対策検討会(第2回) 「小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果(中間とりまとめ)」公表
10.29	歌舞伎町「三洋ビル」火災が発生(死者2名、負傷者5名)
11.8	小規模雑居ビル防火安全対策連絡協議会(第2回)
11.12	「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について(課長通知)
11.15	小規模雑居ビル緊急対策検討委員会(第3回)
11.26	消防審議会(討論) 「小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果」公表
11.28	消防法の一部を改正する法律案の提出(民主党案)
11.30	「小規模雑居ビルの一斉立入検査結果を踏まえた当面の対応等について(課長通知)
12.6	全国消防長会及び東京消防庁からの小規模雑居ビルの防火安全対策に関する要望
12.12	小規模雑居ビル緊急対策検討委員会(最終回) 「小規模雑居ビルの防火安全対策検討報告書」
12.26	消防審議会(答申) 「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」

とから、建築物の防火の専門家等から構成される「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」(委員長 高田恒消防庁次長)を9月6日から4回にわたり開催し、小規模雑居ビルの実態の把握、消防機関、建築担当部局のヒアリング、対策案の検討を行い、12月12日に報告書がとりまとめられました。

また、警察庁、厚生労働省、国土交通省等小規模雑居ビルに関連する法令を所管する省庁とは、「小規模雑居ビル防火安全対策連絡協議会」において連携をとった対策を検討してきました。

消防審議会においては、これら委員会等での検討状況も踏まえて、審議が進められました。

3 答申の概要（別図参照）

（1）多数の死者が発生した要因

歌舞伎町雑居ビル火災で多くの死者が発生したと考えられる主な要因として次の4点があげられています。

階段の物品存置等防火管理が不適切であったこと。

自動火災報知設備のベルが停止されていた可能性が高いこと等により、火災の発見が遅れ、初期対応を的確に行うことができなかったこと。

直通階段が一本しかなく、当該階段からの出火であったため、避難経路を確保できなかったこと。

防火戸が閉鎖しなかったため、急激に火煙が店舗内に流入したこと。

（2）小規模雑居ビルの課題

この火災を踏まえ、緊急に実施された全国の小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果、消防法令違反があるものが9割を超える等の事実が判明しており、歌舞伎町雑居ビルの問題は、同種の小規模雑居ビルに共通するものであるとされています。

（3）防火安全対策の基本的な考え方

小規模雑居ビルについては、上記課題に鑑み、次の3本の柱を基本的な考え方とし、具体的には別図の対策を講ずることが必要とされています。

ア 違反是正の徹底

消防庁及び消防機関は、消防法令違反等について有効な対策を講ずることができないままに、大惨事が発生したことを重く受け止める必要がある。

消防機関は、消防法令違反等に対しては、行政指導や命令、刑事告発等の手段を活用して違反処理を行うことができるが、現実には、関係者の自発的な違反是正を促す行政指導をその中心としてきている。しかし、今後は、火災危険性の程度、関係者の違反是正の意思や能力の有無、代替手段の可能性等に応じて、命令、刑事告発等をより積極的に発動し、迅速かつ効果的な違反処理を進めるべきである。

また、消防機関には、立入検査の権限が付与されているが、全ての防火対象物について画一的に実施する

のではなく、火災危険性が高い防火対象物を重点的に実施していくべきである。そのためにも、立入検査を補完する仕組みが必要である。

さらに、防火対象物における火災危険性は、防火対象物の管理権原者のみが認識するだけでは十分でなく、火災による被害を受ける可能性がある周辺の住民や利用者が、自らの生命、身体及び財産を守るために、火災予防上の危険に関する情報を知ることができるような仕組みが必要である。

イ 防火管理の徹底

防火対象物における火災予防は、防火対象物の管理権原者等の一義的な責任において行うべきものである。

これら防火対象物の管理権原者等が遵守すべき防火管理や消防用設備等の設置維持などの義務は、火災等によりのみその効果が発揮されるものであること等のため、遵守の意識が低い傾向にあるとの指摘もある。また、防火対象物が、多様化、複雑化し、また、科学技術の発達を踏まえて設備等が多様化、高度化する中で、消防法令を遵守して防火対象物の防火管理を行うためには火災予防に関する高度な知識や経験を必要とするようになっており、これらが適切な防火管理の実施を困難にしている。

これらの状況を踏まえれば、地域において火災予防に取り組む自治会等と連携して消防法令に基づく防火管理や消防用設備等の設置維持などの義務が遵守されていない防火対象物の火災危険性についての啓発活動を行うほか、防火管理について責任を負うべき防火対象物の管理権原者等を明確化し、罰則の強化を含めてその責任を強化するとともに、民間の専門家を活用しながら、火災予防に関する専門的観点からの防火管理の実施を補強するための仕組みを設けるべきである。

ウ 避難・安全基準の強化

新宿区歌舞伎町ビル火災では、直通階段が1で、かつ、火災の早期発見・報知がなされなかったことから有効な避難ができなかった。このような直通階段が1の防火対象物については、火災が発生した場合に人命に危険

(別図) 小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申の概要

新宿区歌舞伎町ビル火災の問題点

避難経路である階段室に多量の物件が置いてあったこと等防火管理が不適切
自動火災報知設備のベルが停止されていた可能性が高い等により、初期消火、通報、避難誘導等が遅延
直通階段(屋内)が一本しかなく、かつ階段からの出火のため、避難経路の確保が極めて困難
防火戸が閉鎖せず、急激に火煙が店舗内に流入

全国一斉立入検査の結果でも、何らかの消防法違反が9割超
これらの問題は、当該火災の発生したビルの問題のみならず、共通の課題

小規模雑居ビル防火安全対策の3本の柱

消防機関による違反ビルの是正の徹底

立入検査の効果的な実施のため、時間制限や事前通告の見直し、マニュアル作成等を推進

火災予防のための措置命令、使用停止命令、刑事告発等を積極的に発動

消防吏員の権限に階段等での物件の除去命令等を追加

悪質な違反情報を住民に公開するとともに、罰則を抜本的に強化

違反是正体制の整備

(消防庁に「防火対象物安全対策室(仮称)」を設置、消防機関の予防要員の拡充と消防防災支援要員の確保、警察部局や建設部局との連携)

ビル関係者による防火管理の徹底

防火対象物の総合点検報告制度(仮称)の導入

[(点検内容:消防用設備等の機能(現行))+防火管理等の状況(新規)]

消防設備士等により点検させるべき防火対象物の範囲拡大

共用部分の管理権原者等責任者の明確化

共同防火管理協議会の代表者の明確化

防火管理者養成体制の整備

防火安全に係る啓発の推進

避難・安全基準の強化

二方向避難の確保

階段や防火戸等の付近の物件存置の禁止について法的位置付けを明確化

飲食を伴わない風俗店等に係る防火管理、消防用設備等の設置維持等の義務を強化

直通階段が1の防火対象物等につき、自動火災報知設備の設置対象を拡大

再鳴動機能付きの自動火災報知設備への改修

階段室における消火のための設備開発、感知器設置基準の見直し

簡単な操作で連続的に避難可能な避難器具の設置

が及び可能性が高いため、火災を早期に発見・報知し、避難を迅速に行うことが必要である。

また、防火対象物の使用形態が多様化、複雑化する中で、例えば、飲食を伴わない風俗店等、新しい形態の防火対象物の用途の出現に対して消防法令の防火安全対策の基準が的確に対応できていない状況にあると考えられる。

これらの点を踏まえ、避難・安全基準の強化のために消防法令の改正等所要の措置を講ずるべきである。

以上の観点から、消防庁においては、別図の対策について、速やかに消防法令の改正や地方財政措置を含む所要の措置を講じ、また、消防機関に対し違反是正を徹

底するように指導することなどにより、その具体化に努めるとともに、小規模雑居ビルの関係者においては、防火管理責任を全うするように強く求めるものである。

答申で出された対策の中には、答申に先行して実施しているものもいくつかありますが、対策の多くは、消防法をはじめとする法令の改正やさらに踏み込んだ検討を要するものです。

今後、消防庁においては、答申を踏まえ、小規模雑居ビルの防火安全を確保できる実効のある対策を講じていくこととしています。

平成14年消防出初式

総務課

平成14年消防出初式が、全国各地で実施されました。

1月6日（日）には、東京ビックサイト多目的広場（東京都江東区有明）において、片山虎之助総務大臣、中川浩明消防庁長官を来賓として、「平成14年東京消防出初式」が実施されました。

また、1月11日（金）には、京都市二条通神宮道一帯（左京区）において、石井隆一消防庁長官を来賓として消防出初式が実施されました。

東京消防出初式



片山虎之助総務大臣

京都市消防局出初式



石井隆一消防庁長官

平成13年(1月～9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 はじめに

(1) 総出火件数は472件の増加

平成13年(1月～9月)における総出火件数は4万9,207件であり、前年同期と比べると、472件の増加(+1.0%)となっています。

主な火災種別ごとの増減をみると、建物火災303件(-1.2%)の減少のほか、林野火災188件(+7.4%)、車両火災199件(+3.2%)、船舶火災1件(+1.1%)、航空機火災1件(+25.0%)、その他火災386件(+2.7%)とそれぞれ増加しています。

(2) 火災による死者は114人の増加、負傷者は41人の減少

火災による死者は1,645人で、前年同期と比べると114人の増加となっています。

火災種別ごとにみると、建物火災1,057人(前年同期と比べ+24人)、林野火災25人(同+10人)、車両火災212人(同+9人)、船舶火災3人(同+3人)、航空機火災4人(同+2人)、その他火災344人(同+66人)の死者が発生しています。

火災による負傷者は、6,240人であり、前年同期と比べると41人の減少となっています。

火災種別ごとにみると、建物火災5,258人(前年同期と比べ+41人)、林野火災149人(同-1人)、車両火災272人(同-9人)、船舶火災18人(同+3人)、航空機火災1人(同+3人)、その他火災542人(同-73人)の負傷者が発生しています。

(3) 火災による死者の39.6%が乳幼児及び高齢者

火災による死者1,645人について年齢層別にみると、乳幼児及び高齢者が652人(39.6%)を占めており、また、建物火災の死者1,057人においては、489人(46.3%)を占めています。

(4) 建物火災の死者のうち、住宅での死者は84.0%

建物火災における死者1,057人のうち、住宅(戸建住宅、共同住宅、併用住宅)における死者は888人(84.0%)〔放火自殺等を除く住宅火災における死者は、726人〕となっています。

(5) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災4万9,207件を出火原因別にみると、「放火」5,886件(12.0%)、「たばこ」5,253件(10.7%)、「放火の疑い」4,649件(9.4%)、「こんろ」4,387件(8.9%)、「たき火」3,658件(7.4%)の順となっています。

火災種別ごとにみると、建物火災2万5,466件にあつては、「こんろ」4,325件(17.0%)、「放火」2,729件(10.7%)、「たばこ」2,697件(10.6%)、「放火の疑い」1,791件(7.0%)、「ストーブ」1,310件(5.1%)の順となっています。

林野火災2,744件では、「たき火」703件(25.6%)、「たばこ」440件(16.0%)、「火入れ」347件(12.6%)、「放火の疑い」225件(8.2%)、「火あそび」117件(4.3%)の順となっています。

車両火災6,419件では、「放火」927件(14.4%)、「放火の疑い」705件(11.0%)、「排気管」604件(9.4%)、「内燃機関」323件(5.0%)、「たばこ」258件(4.0%)の順となっています。

その他火災1万4,477件では、「たき火」2,327件(16.1%)、「放火」2,152件(14.9%)、「放火の疑い」1,919件(13.3%)、「たばこ」1,855件(12.8%)、「火あそび」957件(6.6%)の順となっています。

2 火災による損害

火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	3万3,935棟(124棟/1日 1.3棟/件)
り災世帯数	2万3,042世帯 (84世帯/1日 0.9世帯/件)
建物焼損床面積	123万3,864㎡ (4,520㎡/1日 48.5㎡/件)
建物焼損表面積	12万1,087㎡(444㎡/1日 4.8㎡/件)
林野焼損面積	15万4,143a(565a/1日 56.2a/件)
損害額	1,091億3,970万円 (3億9,978万円/1日 222万円/件)

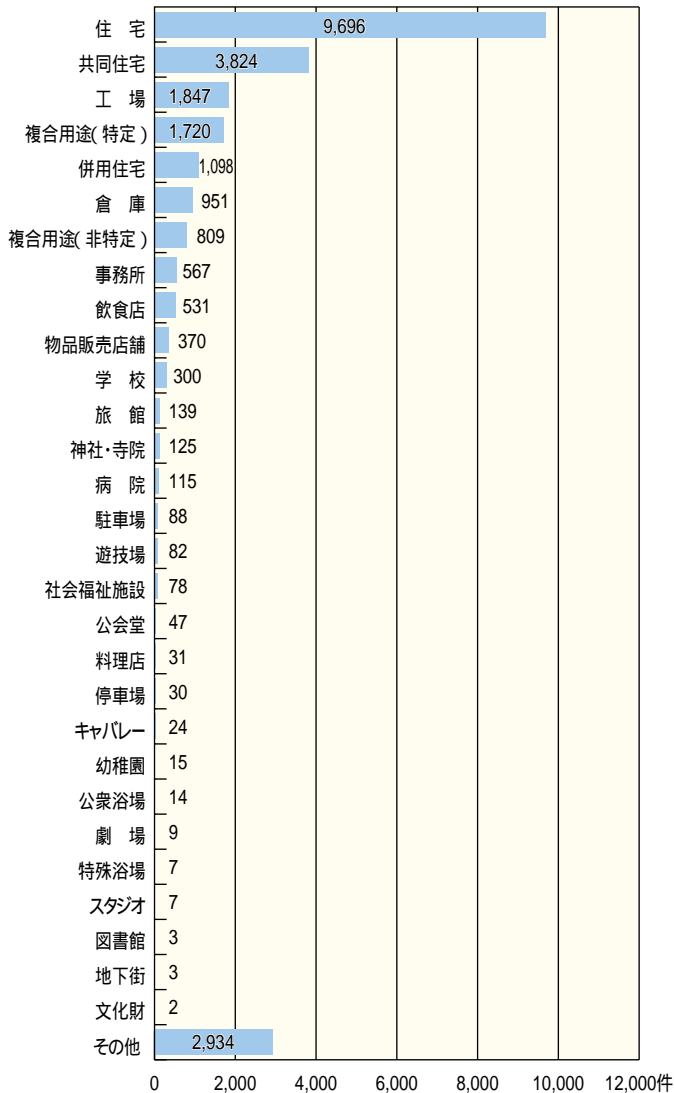
これらを前年同期と比べると、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	- 1,537棟	(- 4.3%)	減少
り災世帯数	- 378世帯	(- 1.6%)	減少
建物焼損床面積	3万5,328㎡	(2.9%)	増加
建物焼損表面積	- 8,366㎡	(- 6.5%)	減少
林野焼損面積	17,178a	(12.5%)	増加
損害額	- 32億5,894万円	(- 2.9%)	減少

3 建物用途ごとの火災発生状況

建物火災2万5,466件を建物用途別にみると、別図1のとおりです。

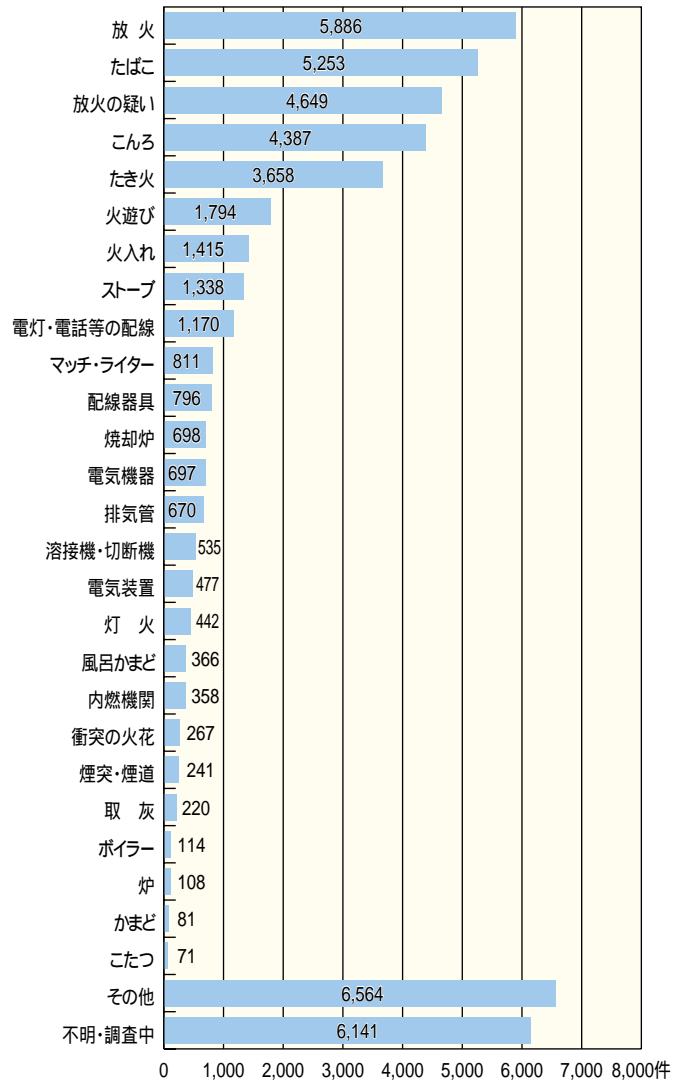
別図1 建物用途別火災件数 計2万5,466件



4 出火原因ごとの火災発生状況

全火災4万9,207件を出火原因別にみると、別図2のとおりです。

別図2 出火原因別火災件数 計4万9,207件



5 死傷者の発生状況

(1) 火災種別ごとの死者発生状況

死者1,645人について火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

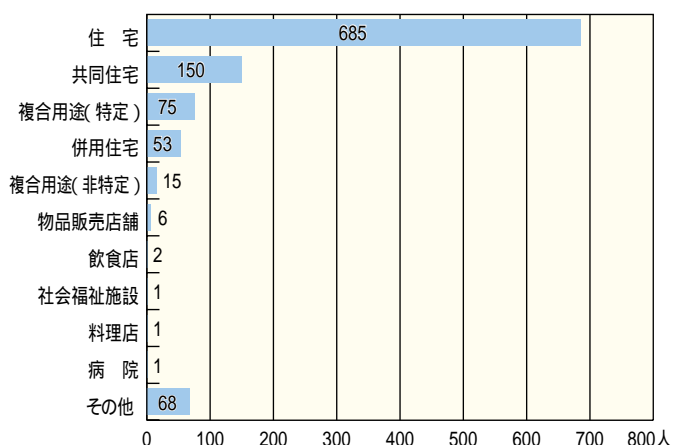
なお、比率については、端数処理の関係上、合計値が100%とならない場合があります(以下同じ)。

建物火災	1,057人	(64.3%)
林野火災	25人	(1.5%)
車両火災	212人	(12.9%)
船舶火災	3人	(0.2%)
航空機火災	4人	(0.2%)
その他火災	344人	(20.9%)
計	1,645人	(100.0%)

(2) 建物用途ごとの死者発生状況

建物火災における死者1,057人を建物用途別にみると、別図3のとおりです。

別図3 建物用途別死者数 計1,057人



(3) 火災種別ごとの負傷者発生状況

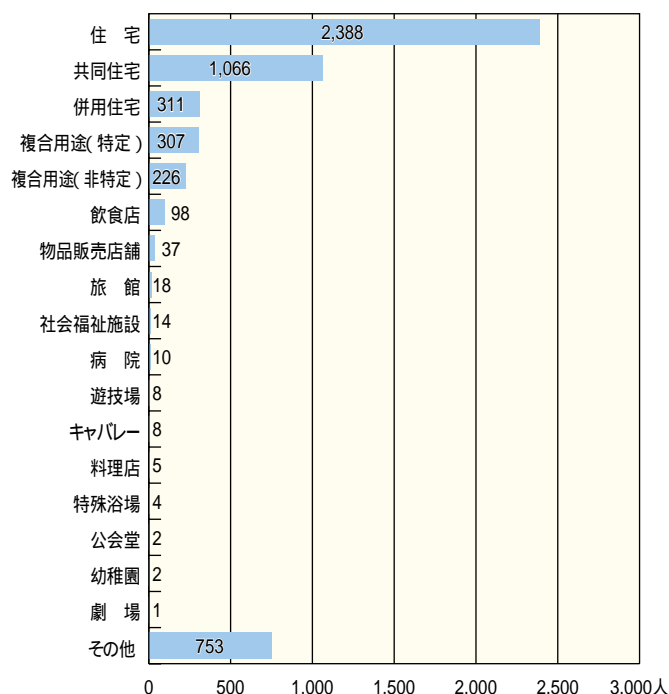
全負傷者6,240人について火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

建物火災	5,258人	(84.3%)
林野火災	149人	(2.4%)
車両火災	272人	(4.4%)
船舶火災	18人	(0.3%)
航空機火災	1人	(0.0%)
その他火災	542人	(8.7%)
計	6,240人	(100.0%)

(4) 建物用途ごとの負傷者発生状況

建物火災における負傷者5,258人を建物用途別にみると、別図4のとおりです。

別図4 建物用途別負傷者数 計5,258人



(5) 死者の発生した経過ごとの死者発生状況

死者1,645人について、死者の発生した経過別にみると、以下のとおりです。

逃げおくれ	652人	(39.6%)
放火自殺	584人	(35.5%)
着衣着火	121人	(7.4%)
放火自殺巻き添え	27人	(1.6%)
出火後再進入	21人	(1.3%)
その他	240人	(14.6%)
計	1,645人	(100.0%)

広域化重点支援消防に関する要綱の策定

消防課

消防は、救急需要の増大・高度化や予防業務の専門化などに加え、生物剤や化学剤によるテロ対策など、ますます複雑多様化、高度化する消防需要に対応していくことを求められています。今後とも住民の期待と信頼に応え、高度なサービスを提供していくためには、各消防本部の対応力を強化することが必要です。

消防庁では、小規模消防本部の広域再編を推進してきたところですが、小規模消防本部が依然6割を占めるという現状です。

また、これまで小規模消防本部の広域再編については、多くの場合、一部事務組合等の事務の共同処理により行われてきましたが、今後は、市町村合併により消防の広域再編を行うことが最も効果的な方法であると考えられます。

以上の点を踏まえて、平成13年3月30日に『消防広域化基本計画の見直しに関する指針』により、各都道府県に対して、消防広域化基本計画の見直しをお願いし、小規模消防本部の広域再編をさらに推進しているところであります。

さらに、このたび『広域化重点支援消防に関する要綱』を策定し、消防の広域再編を実施しようとする市町村や一部事務組合等のうち、市町村合併の推進との整合性が確保されているなど『消防広域化基本計画の見直しに関する指針』の趣旨に適合し、特に重点的に消防の広域化を支援する必要があるものを『広域化重点支援消防』として、次により当該地域における消防力の整備を重点的に支援することとしました。

1 広域化重点支援消防の指定

都道府県は、消防の広域再編に向けた取組みがなされており、当該地域における消防の広域再編についての支援策を強化することが適当であると考えられる次の地域の市町村等を、広域化重点支援消防として指定する。

- (1) 消防の広域再編に向けた取組みがなされている地域のうち、次の 又は に掲げる地域を一又は二以上包括する地域（当該地域が 又は に掲げる地域を分断しないものであること。なお、市町村合併と一部事務組合等とを組み合わせることで広域再編を実施しようとする場合も含む。）

都道府県が指定する合併重点支援地域

市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併協議会が設置されている地域

- (2) 既に一部事務組合等により消防事務を処理している市町村の全部が、より効率的な消防事務の処理等を図るため、市町村合併により一の市町村になることが検討されており、かつ、上の(1) 又は に掲げる地域に該当する地域

2 都道府県による広域化重点支援消防の支援

都道府県は、消防の広域再編について適時適切な助言及び情報提供を行うとともに、必要に応じその他の行財政上の支援についても検討することが望まれる。

3 国による広域化重点支援消防の支援

財政的支援

広域再編により必要となる消防施設・設備に対する消防補助金の優先配分

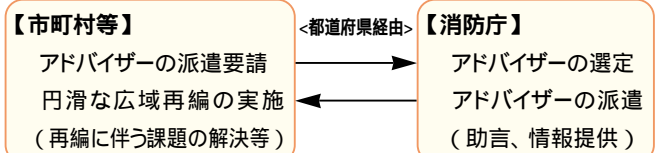
広域再編に伴い臨時的に必要な経費に対する特別交付税措置

広域再編に伴う庁舎の新築と併せて行う公共施設の整備に対する地域総合整備事業債（特別分）の充当

その他、「消防広域化基本計画の見直しに関する指針」の第3に掲げる財政措置

注) については、地域総合整備事業債の廃止に伴い、平成14年度からは一般単独事業債を事業費の75%充当し、その元利償還金の30%を事業費補正方式により財政措置することとしている。

市町村等からの求めに応じ、消防の広域再編を実施するに当たっての具体的な助言、情報提供等を行う消防広域再編アドバイザーの派遣



市町村等とは、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会をいう。



愛媛県宇和島地区広域事務組合消防本部



愛媛県宇和島地区広域事務組合消防本部
消防長 梶谷 林三

「歴史と文化の風薫り 人情味あふれる街 宇和島」
『いっぺん きさいや うわしまへ(一度宇和島へもお越しください)』

宇和島地区広域事務組合は、愛媛県の南西部に位置し、県都松山市から南南西約90km、JR予讃線で約1時間20分の距離にあり、宇和島駅は“予讃線の終着駅”でもあります。

宇和島消防圏域の西側は、「真珠のふるさと」と呼ばれ、美しいリアス式海岸がありなす独特の景観美を誇る“青く澄んだ宇和海”に面し、そして豊後水道を隔て大分県と対峙しています。また、東側は高知県西部と境をなし標高1,000mを超える緑豊かな山々に囲まれ、“日本最後の清流”として知られる四万十川の支流、海そして山河の一大パノラマを展開し、足摺宇和海国立公園を擁する風光明媚な圏域です。

消防圏域の中核である宇和島市は、「伊達十萬石の城下町」として栄え、幕末から明治にかけて、「維新の里」として近代日本の礎を築いた数々の人材を世に輩出し、まさに“歴史と文化の風薫り、人情味あふれる街”です。市街の中心地に位置する海拔約80mの城山には、街の象徴である“三重三層の天守閣を頂く宇和島城”があり、築城後400年余りの歳月を経ている天守閣は、江戸時代の様式を留める貴重なものであり、国の重要文化財に指定されています。また、天守前広場からは市内を一望ことができ、多くの観光客が訪れています。

当消防庁舎は城山のすぐ袂にあり、宇和島市と北宇和郡の全町村(吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町)で構成され、1本部1署3分署、職員129名の体制で、管内面積809.72、総人口115,543人(平成13年4月1日現在)の安寧秩序の保持を任務としています。

昔から「災害は忘れた頃にやってくる」と言われていますが、現在は『がいな(大変な)災害と災難は忘れる暇なくやってくるけん(くるから)』の如く「不確実性の時代」そのものです。また近年、社会の高齢化や情報化の急速なる進展に伴い、災害そして消防へのニーズも複雑多様化しています。この時代の流れに適應した警防・予防・救急救命・救助業務等に関する消防としての基本的な施策は勿論のこと、行政の「ひとり歩き」ではなく、地域社会に大きなコミュニティの広がりをつくり、防火防災の面で消防と住民一人ひとりとの調和、一体感、相互連帯を浸透させるビジョンも強く要求されています。

幼年消防大会『可愛い火消したちが“歌や遊戯で火の用心”』
消防フェア『師走の商店街に“火の用心”』

そこで当消防本部では、「消防と住民のふれあい」をモットーに、例年、地震津波総合訓練、普通救命講習、救急フェア、消防フェア、幼年消防大会等を実施開催し、また中学生を対象とする「消防署1日体験」も随時設け、さらにホームページ(<http://www.119.uwajima.ehime.jp/>)もいち早く開設する等、「開かれた消防」を目指しています。

幼年消防大会では、幼年消防クラブ員が大人顔負けの“消防はしご操法”を披露する等、「可愛い火消したちが歌や遊戯で火の用心」と防火PRの一役を担い、そして先般宇和島商店街アーケードで開催された消防フェアでは、宇和島市長自らが法被を着て威勢良く“防火もちつき”を行い、またロープ登はん等、様々な消防体験コーナーでは一般住民の“真剣な目、破顔一笑”を目の当たりにし、消防と住民が同じ目線で楽しくふれあうことができるとともに、師走の商店街に“火の用心”という声が大きく響き渡りました。

また、学校側からの強い要望で始まった中学生の「消防署1日体験」は、学生に消防署の業務そのものを体験してもらうとともに、普通救命講習もカリキュラム化し修了証を交付し、学生たちの社会教育に大きく貢献しているものと自負しています。
『愛され、信頼される消防であるべく!』

最後に、社会情勢が大きく変遷する現代、私たち一人ひとりが消防人として“危機意識と住民本位の発想”を抱きつつ、住民を災害から守るため、今後も職員が一丸となり、「安心して暮らせる街づくり」や「いつも住民から愛され、信頼される消防」であるべく、真摯かつ謙虚に邁進いたします。



幼年消防大会



消防フェア
「消防にチャレンジ!」

「開始から1年が経過したマルチメディア訓練」

消防大学校

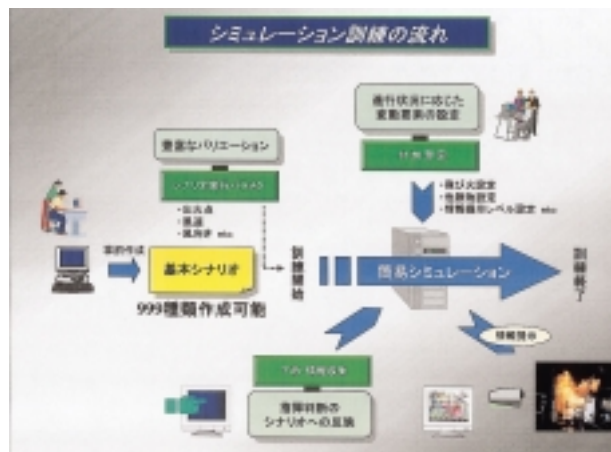
消防大学校本館が完成して1年が経過しました。

最新のコンピュータシステムを駆使して導入された大規模災害対応訓練室（本館4階）は、消防大学校のメインカリキュラムとして、平成13年度から各学科における訓練において多くの学生に活用されています。

このシステムは通常では体験する機会が少ない「大規模街区火災」「地震災害」「林野火災」の3つのソフトで構成されており、災害発生から状況把握、消防部隊の配備、統括指揮、応援要請などの一連の消防活動を通じて、消防本部及び現地指揮本部における上級指揮者として、いかに迅速かつ的確に判断・決心を行うかを訓練するために整備されたものです。

平成14年度には、これまでの3つの災害対応訓練ソフトに加え、「危険物災害」対応訓練ソフトも開発することとしています。

大規模災害対応訓練システムの概要は次のとおりです。



このシミュレーションシステムでは、主に以下の内容に関してシミュレーションを実施しています。

- 延焼・消火シミュレーション
- 救助・トリアージシミュレーション
- 搬送シミュレーション

このシミュレーションに対して訓練者は

- ・「災害状況」をプロジェクトに表示し状況把握、状況判断を行い活動方針を決定する
- ・「消火活動」「救助・救急活動」等を訓練者端末から入力し、模擬活動を行う
- ・活動内容の効果をそれぞれの指揮本部、訓練者端末で検討し、訓練を繰り返し行う
- ・訓練の最後に訓練経歴をプリント出力し、検討の材料と教官の評価に活用することで、災害時の部隊運用等についてより有効な手段を身につける

春季全国火災予防運動

予防課

「たしかめて。火を消してから 次のこと」を統一標語として、平成14年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、ともすれば日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって、火災予防を推進しようというものです。

近年の火災状況をみますと、建物火災による死者のうち、8割以上が住宅火災によるものであるとともに、その半数以上が65歳以上の高齢者です。

今回の運動では、高齢者を中心とした住宅火災による死者を大幅に減少させることを目的とした「住宅防

火対策の推進」、さらには増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策の推進」、そして老朽化した消火器の破裂による人身事故防止のための「消火器事故防止対策の推進」などを重点目標に掲げるとともに、住宅火災からの死者発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を積極的に広報していきます。

国民一人ひとりがこの運動の趣旨を踏まえ、日頃から住宅、地域、職場等における火災予防を心掛けることが、火災から皆さんを守る近道です。期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、防火講演会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火・防災知識の習得に努めましょう。

また、春先は、季節風等の影響により林野火災が多発する傾向にあります。このため、春の全国火災予防運動と同時期に、「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も併せて行われます。

《住宅防火 いのちを守る 7つのポイント》

3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

寝たばこは、絶対にやめる。
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備える。
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

火災を予防し災害から身を守るためには、家庭、職場を問わず、住民一人ひとりが、日頃から、出火防止や、火災や災害が発生した場合の初期消火、消防機関への通報、早期避難など正しい防火・防災についての知識を身につけておくことが大切です。

少年消防クラブは、学校や家庭などにおいて防火・防災意識を高めることを目的とする組織です。クラブ員は、10歳から15歳までの少年少女により構成されていて、日本全国で約6,108団体、約48万人が活発に活動しています（平成13年5月1日現在）。

クラブの活動内容は、地域によって多少異なりますが、その主な活動内容は次のとおりです。

講習会等への参加

防火・防災講習会や救急教室などに参加し、火災のメカニズム、火災予防や初期消火の方法、けがをしたときの応急手当を体験したり学習したりしています。

また、消防学校等に体験入校して、ロープを使った救助訓練、消防車への試乗、炊飯訓練を行っています。

研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録を印刷して、その都度、各家庭に配付し、火災予防や防火思想の普及に効果をあげています。

弁論大会

クラブ員による防火・防災弁論大会を行い、防火・防災思想の啓発に効果をあげています。



地震の体験

火災予防運動への参加

火災予防運動期間中に、クラブ員が分担して各種の資料を集め、これらに基づき図表や図画を作り「こども防災展」を開催したり、クラブ員の作ったポスター等を町の商店街に展示し、火災予防運動に参加しています。

防火パトロールの実施

年末を中心に地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるための夜間防火パトロールを行っています。

このような活動を通じて、体験したことや学習したことが、家庭での火災予防、ひいては地域における防火・防災思想の普及に大きな成果をあげています。

平成12年中は、全国で一日平均171件の火災が発生し、一年間に2,034人もの方々が亡くなっています。

また、我が国は台風をはじめとする自然災害により、毎年大きな被害がもたらされており、このような火災や自然災害から身を守るためには、地域の一人ひとりの「自分で守る、みんなで守る」という普段からの心構えが何よりも大切です。

災害に強い安全なまちづくりのためには、一人でも多くの子供達がこれらの活動に積極的に参加していただくことを大いに期待します。



煙の体験

春の行楽期における火災の被害防止

予防課

春の行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が増えてきます。しかし、この時期は降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなどの林野火災が発生しやすい気候条件となることが多く、火災発生が増加・拡大が懸念されます。平成12年中の林野火災の出火件数は2,805件で、月別にみるとその発生時期は地域によって必ずしも一定していませんが、全林野火災の47.0%に当たる1,318件が3、4、5月の春に発生しています。

また、林野火災の主な原因をみると、たき火が772件(27.5%)、たばこが384件(13.7%)、火入れが332件(11.8%)の順となっています。これは、春になって暖かくなり山などに出かける機会が多くなり、たき火による火の粉の飛び火、たばこの投げ捨て、マッチ・ライターでの火あそびなどにより火災に至るものです。このような火災を少しでもなくすためには、レジャーを楽しむ一人ひとりが注意することが必要です。

～春の行楽期を火災のない楽しいものにするために～

- 1 たき火をする際は近くに水のはいたバケツなどを用意し、万一、火が拡大した際にすぐに消火できるようにしておく。
- 2 たばこは灰皿などがあるところで吸うか、携帯灰皿を携行し、投げ捨てなどは絶対にしない。
- 3 紙屑などのゴミ類は火災発生の原因、延焼拡大の原因となるため各自のゴミはきちんと持ち帰る。

また、この時期は、家族旅行等で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する人が多くなり、それに伴い、宿泊施設での火災の発生が増え、火災が発生した場合の危険性も高くなります。そのうえ、いったん発生すると多数の死者を生じる大惨事にもなりかねません。旅館・ホテル等の関係者の方は、火災を起こさないような予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊者の皆様も寝たばこなどにより火災を起こさないように気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など施設を利用する上での注意をよく守って下さい。

旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方は、次の事項に注意して下さい。

1 避難経路の確認

旅館・ホテル等で火災が発生した場合、宿泊者が施設に不案内なため避難経路が分からず、逃げ場を失って犠牲となる事例が多くあります。宿泊室から2方向以上の避難経路を実際に歩くなどして確認するとともに、非常用の懐中電灯や避難器具等の確認もしておきましょう。

2 たばこの処理

寝たばこや吸い殻の投げ捨てなどの宿泊客のたばこの不始末によって多くの火災が発生しています。寝たばこは絶対にしないのはもちろんのこと、たばこは所定の喫煙場所で吸うよう心がけるとともに、吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけましょう。

3 「適マーク」について

旅館・ホテル等で玄関やフロントに表示してある「適マーク」は、その施設が防火管理等、消防用設備等及び建築構造等において一定の防火基準に適合していることを表示するマークです。もちろん、「適マーク」が表示された施設では絶対火災などが発生しないということではありませんが、建物、施設の防火安全の目安となるマークですので、旅館・ホテル等を選ぶときには「適マーク」を目安の一つとして下さい。

これらのことを守り、レジャーを楽しむ人が各自で防火に関する正しい知識を持ち、火災のない行楽期にしましょう。

消防団啓発ポスター等の作成

消防課

消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしています。しかしながら、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少等の課題に直面しています。

そこで、地域住民の消防団への理解と協力を促すとともに、特に青年層・女性層の消防団への参加を促進することを目的として、消防団啓発ポスター及び消防団参加促進パンフレットを作成しました。

1 ポスター・パンフレットの概要

CMなどで活躍中の「みずき」さんをモデルとして起用しました。

ひとりの女性の3種類の衣装（消防団活動服・ドレス・普段着）を掲載することにより、普通の女性が普通に消防団員に変化することを表現し、消防団への親近感を与えることを目的としました。また、背景の色を青・赤・黄の3種類とし、見る人にインパクトを与え、消防団への関心を高めることも狙いとしています。

2 標語 「わたし、好きです、消防団。」

3 配布部数及び配布先

ポスター25万5,000枚を各消防団（本部、分団）各消防本部、各市町村、各都道府県、各小・中・高等学校、各消防機関へ、パンフレット120万枚を各消防本部、各市町村へ配布します。

協賛 財団法人日本宝くじ協会



12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第181号	平成13年12月3日	各都道府県知事	消防庁次長	「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について
消防救第330号	平成13年12月3日	各都道府県消防主管部長	消防庁救急救助課長	救急業務における法令の遵守について
消防危第130号	平成13年12月4日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	ナトリウムを取り扱う施設で発生した火災について
消防救第335号	平成13年12月5日	各都道府県知事	消防庁次長	応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について
消防消第211号	平成13年12月7日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防広域再編アドバイザー制度について
消防消第212号	平成13年12月11日	各都道府県知事	消防庁次長	広域化重点支援消防に関する要綱について
消防消第214号	平成13年12月14日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災設備整備費補助金交付要綱の一部改正について
消防特第212号	平成13年12月14日	関係県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機の配管破断事故について
消防予第461号	平成13年12月17日	各都道府県知事	消防庁次長	「第48回 文化財防火デー」の実施について
消防情第180号	平成13年12月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について

消防庁人事

平成13年12月31日付

氏名	新	旧
佐藤 敏行	長官付辞職(救急振興財団救急救命九州研修所長へ)	厚生労働省医薬局安全対策課副作用情報専門官
大場 教子	辞職(危険物保安技術協会業務企画部企画課調査係長へ)	予防課危険物保安室危険物第一係長

平成14年1月1日付

氏名	新	旧
西 晴樹	予防課危険物保安室危険物第一係長 併任予防課危険物保安室危険物判定係長	予防課危険物保安室危険物判定係長 併任予防課危険物保安室危険物第二係長
山口 克己	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任予防課危険物保安室化学火災係長	予防課危険物保安室化学火災係長
高木 響	出向(総務省自治税務局固定資産税課資産評価室へ)	防災課
村山 淳	防災課	総務省大臣官房秘書課

平成14年1月8日付

氏名	新	旧
中川 浩明	辞職	消防庁長官
石井 隆一	消防庁長官	総務省自治税務局長
内貴 滋	辞職	消防大学校長
小濱 本一	消防大学校長	総務省大臣官房付併任大臣官房審議官
吉武洋一郎	出向(総務省大臣官房会計課企画官へ)	消防課企画官
磯崎 陽輔	消防課企画官	総務省大臣官房企画課企画官
野村謙一郎	出向(総務省大臣官房秘書課秘書専門官へ)	防災課災害対策官併任防災課課長補佐
中井 幹晴	防災課災害対策官併任防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課秘書専門官

広報テーマ

1月

文化財防火デー(予防課)
消火栓付近での違法駐車は絶対にやめよう!(消防課)
たき火による火災の防止(予防課)
1月17日は「防災とボランティアの日」(防災課)

2月

林野での火気取扱いの注意(防災課)
ふるさとを災害から守る消防団への参加の呼びかけ
(消防課)
たばこによる火災の防止(予防課)

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
2月14日 11:25~11:30	ご存じですか~防災ミニ百科	(仮)春の全国火災予防運動

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱きょうせい